

資産活用のヒントをお届けします

資産活用通信

発行 バイヒルズ 税理士法人

BAY HILLS

2019年8月
第266号

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町1-1
KDX横浜ビル6階
TEL: 045-450-6701
FAX: 045-450-6706
HP: <https://www.bayhills.co.jp>

7月1日から

改正民法（相続法）が施行されました Part 1

配偶者控除の特例で贈与した 居住用不動産の持戻しを免除

（1）税法と民法で異なる考え方

税法では、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与が行われた場合に、贈与税の基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除できる「贈与税の配偶者控除の特例」があります。

この特例を使った場合、居住用財産の贈与は贈与税を申告した上で行われ、被相続人の財産から切り離されることになります。

ところが、改正前民法（以下、旧民法）では、税制上の特例を使って生前贈与された不動産であっても配偶者の「特別受益」とされ、被相続人（亡くなった配偶者）から遺産の「先渡し」を受けたものとして考えます。

贈与された当該不動産の価格が遺産に加算（持戻し）されて遺産総額を算出するため、遺産額について税法と旧民法との間で食い違いが生じていました。（図表参照）

（2）配偶者の老後の生活保障に配慮

改正法では、婚姻期間が20年以上の夫婦間での居住用不動産の贈与があった場合は、当該不動産については、配偶者の別段の意思表示がなければ「持戻し免除の意思表示」があったものと推定する規定が設けられました。

これにより、配偶者間の居住用不動産の贈与については、当該不動産を遺産から除外して遺産総額を算出し、各相続人の相続分を計算することになり、配偶者の老後の生活保障を考慮した税法との食い違いも解消されます。



図表 遺産額について、税法と民法の異なる考え方

税法では、生前贈与は贈与税を申告した上で行われ、被相続人の財産から切り離されており、死亡時の財産と相続開始前3年以内に贈与された財産が遺産額になります。

旧民法では、相続人間の公平を図るため、過去に贈与された財産（特別受益）については、相続分の前渡しを受けたものとして遺産額に含めて考え、遺産分割の計算にあたって、贈与財産を相続財産に持戻して相続分を計算することになっていました（旧民法903条①）

改正法では、配偶者に生前贈与された居住用不動産については、持戻しを免除する規定が設けられました（改正民法903条④）

税法の考え方

死亡時の財産

+

相続開始前3年以内の
贈与財産

旧民法の考え方

死亡時の財産

+

生前に贈与された財産
（特別受益の持戻し）

改正法の考え方

死亡時の財産

+

生前に贈与された財産
（特別受益の持戻し）

※配偶者に生前贈与された
居住用不動産を除く

出典：TKC 事務所通信

バイヒルズ税理士法人では、相続税を始めとする資産税に関して、ご相談を承っております。
経験・知識豊富な専任スタッフが、資産税に関するあらゆることに対応させていただきます。
どうぞお気軽にお問い合わせください。

資産税課専用

0120-045-513